新発田のいいところ　きっと見つかる

広報しばた

SHIBATA CITY INFORMATION

令和２年度 7.15 No.1520

新発田市役所へのお問い合わせは
ヨリネスしばた（市役所本庁舎）
〒957-8686 新発田市中央町3-3-3
☎0254-22-3030（代表）
市ホームページ　www.city.shibata.lg.jp

市ではソーシャルメディアで情報発信しています！
市ホームページのバナーからアクセスしてください

情報ピックアップ／今・得キャンペーンをご利用ください
情報掲示板／高齢期の新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス対策の設備整備に補助金を交付します

今年度限りの補助金です！

問合せ先＝建築課空家・住宅対策係（☎26-3557）

この補助金は、過去に住宅リフォーム支援事業補助金を受給した方も申請できます。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

対象

❶市内の戸建住宅・併用住宅で、自ら居住している方

❷市内の店舗・事業所などで飲食・生活関連サービス業、小売業、宿泊業など、市民に直接サービスを提供する施設を有する中小企業及び個人事業主の方

※上記以外に、対象となる方には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

補助金額＝補助対象金額の2分の1（最大20万円）

※上記❷の方で、新潟県が行う「新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金」の交付を受ける場合は、その金額を差し引いたものを基に、市の補助金額を算定します。

施工者の要件＝原則、市内に本社を有する法人または個人事業者

※令和2年4月1日から申請までの間に、施工または契約が完了している場合は、施工者が市外の法人または個人事業者でも申請できます。

申請期間＝土・日曜日を除く7月30日㈭～8月7日㈮の午前9時～午後5時

※交付決定は抽選で行います。予算に達しない場合、期間終了後も随時申請を受け付けます。

申請場所＝地域整備庁舎1階

申請方法＝申請書類など、詳しくはお問い合わせください

対象となる工事＝令和2年4月1日以降に、下記の目的で行った5万円以上（税抜き）の工事

目的	主な具体例
飛沫感染防止	飛沫感染防止パネルの設置、ソーシャルディスタンス確保（密接回避）のためのサイン工事
消毒	消毒設備または自動水栓の設置
換気	換気扇、網戸、ウイルス対策ができる空気清浄機・エアコンまたは換気機能付きエアコンの設置
衛生管理	サーモカメラの設置
その他	セルフレジ、キャッシュレス化対応機器などの導入
関連衛生用品	消毒液などを上記と併せて購入する場合 （対象者❷の方のみ申請可。関連衛生用品のみの申請は対象外）